

## 自然の叡知

愛知博の決断のテーマ

愛知博では現代科学・技術の粋が陳列されていますが、自然への態度について画期的な提示されるに到りました。

「自然の叡知」というテーマがそれです。

かつて日本にはいまの自然という概念は存在しませんでした。近代日本がヨーロッパの *natura* を導入しその訳語に自然という言葉当てました。この近代ヨーロッパの「自然」は、人間によって利用され支配される物にすぎません。

ルネサンス以降人間が万能となり、とくに科学が勃興して人間が用いる方法は科学になりました。科学こそが最も進んだ真理を認識する方法です。科学的ヒューマニズムが時代の大原則になってきていたと思われまます。

例えば法律の場合、法律学は古い学問ですから、ラテン語圏では *Juris Prudence* と称されていました。ところがそれが *Science of Law* が提唱されるようになり、第二次大戦後の日本でも、法律学も科学でなければならないとされ、「科学としての法律学」「法律解釈学の科学性」が大きく議論になっていた時代があります。その後元へ戻って、いま法律学は *Prudence* (叡知) であることが当然となっています。

叡知は東洋では古代中国の易経に登場し、日本では鎌倉～室町期に用いられるようになったようです。叡知は最高の神域にも達する知恵です。人間は尊厳ある存在ですから叡知をもつとされます。

これに反し近代の自然は徹底して利用されるべき手段にすぎませんでした。

ところが近年環境対策として「人間と自然の共生」という考え方が台頭してきました。自然が、人間と対等の立場を与えられようとしているのです。自然が独自の自律した存在として、人間同様に尊重されるべきだという転換の思想です。

古来、世界の到るところで、自然は生命であり、魂をもつ、神が宿るなどといわれてきました。

しばらくの機械的自然観の時代を経て現代、再び科学も自然の精妙な仕組みを一步一步解き明かしています。ただ、自然に意識や精神作用があると判定することは現段階ではまだ少し飛躍かも知れません。けれども自然も人間同等の叡知があるとみなすことは、自然を最高度に尊重するという姿勢をとることに他なりません。この決断は素晴らしいと思いません。

法律学の叡知には「疑わしきは被告人の利益に」という原則があります。

自然の叡知という理念が掲げられたいま、環境問題においては「疑わしきはあるがままの自然の利益に」という原則に立つべきではなかろうかと考えたりするこの頃でございます。

今後とも御指導の程お願い申し上げます。

(2005.05「社団法人 ぐらしのリサーチセンター」総会あいさつ)